

Motonokiセラピースクール 規約

第1章 総則

第1条(目的)

本規約は、Motonokiセラピースクール(以下「本スクール」)の提供する全講座の受講に関する権利義務を定める。

第2条(規約の適用)

受講生は、本規約に同意した上で、本スクールに申し込むものとし、受講契約が成立する。

第2章 講座の内容と受講契約

第3条(講座の内容と期間)

①講座名:Seedコース

講座回数:1回120分×全3回

講座内容:家族ケアを目的とした基本ケア

開催場所:横浜または汐留サロン

②講座名:Treeコース

講座回数:1回120分×全5回

講座内容:応用・実践ケアまたはフットリフレクソロジー

開催場所:横浜または汐留サロン

上記を任意の日時にて決定し、基本的には対面で行う。

2. 役務の提供期間(有効期限): 受講契約締結日から1年間とする。受講生は期間内に全回を受講するものとする。

第4条(受講料と支払方法)

1. コースごとの受講料(一括金額と分割総額)

下記はすべて税込金額です。

Seedコース(全3回)

【一括・現金/振込】:99,000円

【分割・Stripe月々払い】カード決済:月々33,000円×3回(総額99,000円)

Treeコース(全5回)

【一括・現金/振込】:165,000円

【分割・Stripe月々払い】カード決済:月々33,000円×5回(総額165,000円)

Seed・Tree2コース同時申込

【一括・現金/振込】231,000円

【分割・Stripe月々払い】カード決済:月々29,800円×8回

(総額238,400円/分割手数料込み)

2. 分割払い(月々払い)の場合:

分割払いは、受講料総額の支払いを分割して行う方法であり、受講契約締結時に受講料総額に対する支払義務が確定します。したがって、受講生が途中解約した場合であっても、第6条に基づき精算された金額の残額がある場合は、その全額を直ちに本スクールに支払う義務を負うものとします。

第3章 解約・返金・クーリングオフ

第5条(クーリングオフ)

特定商取引法に基づき、本契約締結日を含む8日間は、書面により契約を解除できる。この場合、既納の受講料は全額返金する。

第6条(受講生からの途中解約)

1. クーリングオフ期間経過後、受講生は理由の如何を問わず、将来に向かって契約を解除できる。
2. 解約時の返金: 既納の受講料から、消化済みの受講料と所定の解約手数料(未受講分に対する20%または5万円のいずれか低い額)を差し引いた金額を返金する。

第7条(本スクールからの解約)

受講生が本規約に違反した場合、または他の受講生への迷惑行為があった場合、本スクールは直ちに契約を解除できるものとし、その場合、受講料の返還義務を負わないものとします。

第4章 その他の事項

第8条(予約のキャンセル・振替)

予約日前日の17時までに連絡があった場合、振替を認める。それ以降のキャンセル・無断欠席は、受講1回分を消化したものとみなし、返金はいたしません。

第9条(著作権・知的財産権)

「教材、テキスト、講座内のノウハウ、並びに講座内で許諾された録音・録画物」は本スクールに帰属し、受講生は複製、譲渡、公開、営利目的での利用を禁止する。

第10条(損害賠償)

受講生が本規約に違反し、本スクールに損害を与えた場合、賠償を請求できる。

第11条(個人情報の取り扱い)

個人情報の利用目的と保護について明記する。

第12条(準拠法と合意管轄) 本規約は日本法に準拠し、本契約に関する訴訟については、本スクールの所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

附則

本規約は、2025年9月1日から施行する。